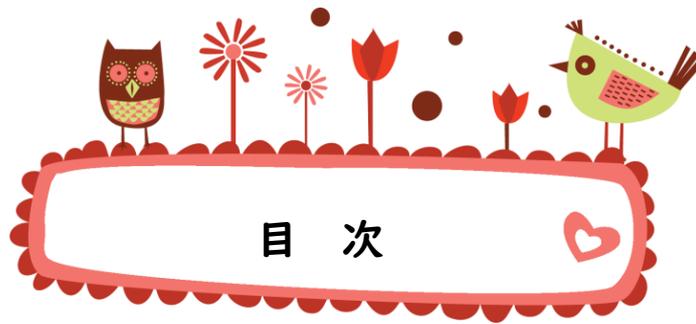


**第3期平群町特定事業主行動計画  
「子育て協同プラン」実施状況報告**  
(令和6年度)



平群町特定事業主行動計画策定・実施委員会



1	はじめに	.....
2	特定事業主行動計画とは	.....
3	計画期間	.....
4	令和6年度実施状況（概要）	.....   ~3
5	育児体験談	..... 4~5
6	令和7年度実施計画（概要）	..... 6
	【資料】妊娠、出産、子育てに関する体制制度	..... 7

## I はじめに

第3期平群町特定事業主行動計画「子育て協同プラン」に係る令和6年度実施状況を次世代支援対策促進法第19条第5項に基づき、公表します。

## 2 特定事業主行動計画とは

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を社会全体で整備することが求められています。地域における最大の事業所としての立場からこの次世代育成支援対策推進法に基づき、「仕事と家庭の両立支援」、「男性も含めた働き方の見直し」等の観点から、職務環境の整備や地域における子育て支援等について、達成すべき目標とそのために講じるべき措置の内容を記載した、第3期特定事業主行動計画「子育て協同プラン」を策定しました。平群町では、総務防災課、組合代表、育児休業取得者らによる「特定事業主行動計画策定・実施委員会」により計画の策定を行い、円滑な実施、達成状況の点検等も同委員会で行います。

## 3 計画期間

平成27年4月1日～令和7年3月31日（令和6年度）までの計画としています。  
またこの計画は、必要に応じて見直します。

## 4 令和6年度実施状況（概要）

### 1 出産・育児等に係る制度の周知徹底と職員の子育てに関する意識向上を図るための取組み

○各所属において…

全職員に配布した第3期平群町特定事業主行動計画「子育て協同プラン」の実施状況報告を通して出産・育児等に係る制度について、理解を深めていただきました。

○総務防災課において…

- ・平群町第2次男女共同参画プラン（平成26年度～令和6年度）のもとでワークライフバランス等の取組支援を行いました。



### 2 安心して出産・育児ができ、また職場復帰ができるための取組み

○各所属において…

日常的に業務の共有化を図り、育児休業等の長期休暇職員が生じた場合には、円滑に柔軟に対応できるような体制づくりに努めていただいています。

○総務防災課において…

- ・原課と調整のうえ、産休代替え職員の確保を行いました。
- ・産前産後休暇職員及び育児休業職員に対し、課長所属長会議の議事報告、行事予定を毎月すこやかニュースは発行月に送付し職場の情報提供を行いました。

子の看護休暇 取得状況

実取得者数/対象者数 50/76名（前年47/81名）

男女別取得者数（取得者数/総数）、率

男性：13/26名 50.0%（前年 44.4%）

女性：37/52名 71.2%（前年 64.8%）

延取得日数/総付与日数

256日 6時間/610日（前年度：262日 6時間/660日）

育児休業の承認状況

○育児休業取得者数：6名（女性 5名、男性1名）

〔内訳〕 R4から引き続き取得：1名、R5から引き続き取得：2名、  
R6に新たに取得：3名

育児休業承認期間

	前年度に引き続き取得	R6 年度新たに取得
1年未満	0名	1名
1年以上2年未満	2名	1名
2年以上2年6か月未満	0名	0名
2年6か月以上3年未満	1名	1名

○育児部分休業取得者数：1名

子育てのための男性職員が取得できる休暇

配偶者出産休暇取得者(3日間) 1名/1名 取得率 100%・平均 3日

育児参加休暇取得者 (5日間) 1名/1名 取得率 100%・平均 2日

◇◇育児参加促進に向けた目標値の設定◇◇

- ①男性職員の育児休業取得率 10%
- ②男性職員の配偶者出産休暇取得率 100%
- ③育児参加のための休暇取得率 100%



●参考資料

令和6年度雇用均等基本調査(厚生労働省) 企業・事業所

育児休業取得率推移

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
女性	83.0%	81.6%	85.1%	80.2%	84.1%	86.6%
男性	7.48%	12.65%	13.97%	17.13%	30.1%	40.5%

尚、R5年度地方公務員の育児休業取得率(R4) 女性100.1%(99.9%)、男性51.6%(36.4%)

### 3 子どもとふれあう時間を確保するための取組み

○各所属において…

年次有給休暇、夏季休暇等の休暇が計画的に取得できるような職場の体制づくりに努めていただいています。

○総務防災課において…

年次有給休暇、夏季休暇取得状況を第3期平群町特定事業主行動計画「子育て協同プラン」の実施状況を報告し、安全衛生委員会において夏休ALL取得キャンペーンポスターを配布し（作成は町職員労働組合）取得を促しました。

[ 年次有給休暇の取得状況 ] (単位：日)

	平群町	市町村*1	全体*2
R2	10.4	11.1	11.7
R3	10.5	11.5	12.3
R4	10.9	12.0	12.6
R5	12.0	13.4	14.0
R6	11.6	—	—

[ 夏季休暇の取得状況 ] (単位：%)

	2日以下	3日	4日	5日	6日
R2	6.3	0.6	5.2	10.3	77.6
R3	1.7	0.0	4.0	6.3	88.0
R4	1.7	4.5	5.1	6.2	82.6
R5	1.1	1.1	4.4	7.1	86.3
R6	2.3	2.3	6.3	4.0	85.1

\*1 市町村：全国市区町村平均、\*2 全体：都道府県等含む

◇◇休暇の取得促進に向けた目標◇◇

- ①年次有給休暇取得日数 12日
- ②夏季休暇取得率 100%

### 4 地域における子育てを支援するための取組み ～ワーク・ライフ・バランスの推進や性別役割分担意識の是正

1) 男女共同参画推進講演会

町連合PTA連携開催の講演会をR7.2.20に開催

2) 男女共同参画審議会・推進本部の開催

3) 職員研修

「性的マイノリティとパートナーシップ宣誓制度」について  
研修会を実施



### 5 計画を推進するための体制整備

特定事業主行動計画策定・実施委員会を開催しました。

私は、第2子の出産の際に2年間育児休暇を取得しました。上司に妊娠を報告した際に、おめでとうの言葉と共に「2年ゆっくり休み取ったら？」と仰っていただき、お言葉に甘えて産休育休合わせて丸2年休暇を取らせてもらいました。

仕事をしながらの妊娠・出産を迎えるのは初めてのことで、長期間休暇をとることに不安もありましたが、わが子の初めて出来ることをひとつでも多く見守りたい気持ちもありましたので、2年取ることにご理解をいただき本当に感謝しています。

いざ産休に入れば、私の残したミスでご迷惑もたくさんかけてしまいましたが、職場の皆様の多大なるフォローおかげで、ゆっくりと子どもの成長を見守ることができました。

2年じっくりそばにいられたことで、初めて歩いた時や初めて喋った時など、2年間の育児休暇をとってなければ見る事が出来なかったかもしれない初めての場面に立ち会うことが出来ました。また、第2子だけでなく、仕事を始めてからゆっくり関わる時間が持てなかった上の子との時間も持つことができたことも、大きな喜びです。

もともと勤続年数も浅いところで、2年休暇をとらせてもらっていたため、復帰への不安も大きかったです。育児休暇に入る前は、休暇中にスキルアップしよう！と思っていたものの、実際は家事育児に追われ、うまく時間を使いこなせずにその余裕もなく、あっという間に復帰を迎えてしまいました。復帰前に職場へ挨拶にいくと、とても温かく迎えてくださったことにホッとしたのを覚えています。

復帰後は、2年間に変わったこと多く浦島太郎状態で、また自身の知識不足も痛感し、仕事と育児との両立もうまくいかず、悩むことも多かったです。上司や職場の方々から話を聞いてくれたり、アドバイスをくださったたり、たくさんフォローをしてくださったおかげで、乗り越えることが出来ました。職場へもまだまだご迷惑をおかけしていますが、自分なりに恩返ししていきたいと思っています。業務では、出産子育てを行う親のサポートを行うことが多いため、育児休暇中に感じた気持ちやかけがえのない経験を生かして、もっと寄り添ったサポートを行える保健師になりたいと思っています。

健康保険課（プリズムへぐり） S.Mさん



令和6年11月に第1子が誕生し、私は約1か月の育児休暇を取らせていただきました。出産予定日を超過していたため、妻は陣痛が始まる前から入院し、陣痛促進剤を投与することになったのですが、夫の育児休暇がこの入院初日から取得できたため、着替えを持っていく等のサポートをしっかりとできたのはありがたかったです。結局、緊急帝王切開での出産となったのですが、産まれてくるまでの不安や出産立ち合いができなかった残念な



気持ち、無事に産まれたと連絡がきたときに一気に吹き飛んでしまいました。男性側は、自身が身籠るわけではないためなかなか実感が湧きづらいところがあるのですが、子どもを抱っこすると自分の子どもとはこんなにも愛おしいものか、と無事産まれてきてくれたことによる喜びやその他いろいろな感情が溢れてきたのを鮮明に覚えています。妻も出産前後は心身ともに本当につらかったと思いますが、無事でいてくれて感謝の気持ちでいっぱいです。

子どもが産まれてからは、妻の入院期間は短い面会の時間を大切に過ごしつつ、物資の調達や出生届等の事務手続き等で慌ただしくしていました。妻が退院してからはいよいよ夫婦での本格的な育児が始まったわけですが、ここからは本当に目まぐるしく、あっという間に過ぎてしまいました。

心身ともに疲弊している状態でも必死に育児をする妻を支えながらの育児は感情の乱高下が激しく、可愛い我が子に癒されつつも初めてだらけで不安な気持ちや少しの体調の変化に一喜一憂していました。正直、とにかく大変だったという記憶しか残っていないくらいしんどかったのですが、同時に写真や動画でたくさんの記録を残しているのも、とても貴重な思い出となっています。もっとたくさん撮っておけば良かった、という後悔もあります。

育児休暇の取得を快く承諾し、自身の経験を踏まえたアドバイスをたくさんくださった職場の皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。現在進行形で突然の休暇を取得して迷惑をかけてしまっていますが、成長目まぐるしい子どもとのかけがえのない時間を過ごすことができ、育児休暇を取得して本当に良かったと思います。もし、今後2人目の子どもができたとしたら、もう少し長期の育児休暇も検討したいと思います。その時に、もっと出産・育児がしやすい環境にするための制度が充実していればありがたいです。

家族だけでなく、夫婦の職場の方々や病院のスタッフの方々、出産に関わったすべての方へありがとうございました。

(健康保険課 M.Tさん)



## 6 令和7年度実施計画（概要）

### 1 出産・育児等に係る制度の周知徹底と職員の子育てに関する意識向上を図るための取組み

令和7年度に「職員の育児休業等に関する条例」「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を一部改正しました。

<改正内容>

- ・仕事と生活の両立支援の拡充のために育児時間の取得パターンを設置
    - ①第1号部分休業：1日2時間の範囲内で取得できる
    - ②第2号部分休業：1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく育児時間を取得できる
  - ・3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認を行う
  - ・子の看護等休暇の取得事由、対象者の年齢引上げ、子ども1人につき5日拡大等の拡充
- 会計年度任用職員に4月任用時に制度のパンフレットを配布します。
- 職場全体で子育てや介護等との両立を図る雰囲気醸成します。
- 雇用環境整備、個別の周知、意向確認の措置の義務化がなされ、対象者には個別に面談し制度の周知、意向を確認していきます。
- \*「妊娠・出産等各種届出早見表」・「妊娠・育児休暇一覧」Yドライブ・総務防災課・共通ホールダーにあります。

### 2 安心して出産・育児ができ、また職場復帰が出来るための取組み

- 産前産後休暇や育児休業の取得時の代替職員を迅速に確保します。
- 円滑な職場復帰への支援：産前産後休暇、育児休業職員への職場の情報提供を行うほかスムーズに復職できるよう支援します。
- 男性職員の育児休業等休暇制度の取得を促進します。
- ・産後パパ育児（出生時育児休業）制度を周知していきます。子の出産後8週以内に4週間まで取得可能となり、2回に分割して取得できる。
  - ・育児休業以外に「妻の出産に伴う休暇」3日間、「男性の育児参加のための休暇」5日間 出産予定日の前8週間、妻の出産後1年間取得期間として時間単位で取得可能。
- 育児部分休業、短時間勤務の取得を促進します。

### 3 子どもとふれあう時間を確保するための取組み

- 休暇を取得しやすい環境づくりを行います。
- 子の看護休暇、介護の短期休暇を周知し取得を促進します。
- 夏季休暇の取得率100%を目指します。
- 年次有給休暇の取得を促し、年間12日取得を目指します。
- 連続休暇等の取得を促進します。

「ハッピーマンデー」「ハッピーフライデー」の促進、家族の誕生日や記念日等の年休取得を促進します。

- 時間外勤務を縮減する取り組みを継続して行います。



【妊娠、出産、子育てに関する休暇制度】 令和7年10月1日改正

不妊・不育のための休暇 特別休暇(10日/年)	妊娠	出産	1歳未満	3歳未満	小学校就学まで	高等学校卒業まで
<p><b>妊娠・不育のための休暇</b> 特別休暇(10日/年)</p> <p><b>妊婦健診(初回)</b> 職務免除</p> <p>妊婦健診 特別休暇 ①妊娠23週まで1回/4週 ②妊娠24週から35週 1回/2週 ③妊娠36週から出産 1回/1週 ☆産科健診、集団接種にも取得できます</p>	<p>産前休暇 特別休暇 8週間</p> <p>産後休暇 特別休暇 8週間</p>	<p>産前休暇 特別休暇 8週間</p> <p>産後休暇 特別休暇 8週間</p>	<p><b>官休</b></p> <p>育児時間 2回/日 各30分以内 特別休暇</p> <p>育児休業①</p> <p>育児休業②</p> <p>育児部分休業 ①2時間以内/日 ②10日相当以内/年</p> <p>育児短時間勤務 ○4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間35分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるよう勤務 ○4週間の期間を越えない期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるよう勤務</p>	<p>育児休業手当金:1歳に達する日まで育児休業を取得する場合、育児休業手当金が支給されます。以下の要件時は最長2歳まで支給期間を延長できます。 延長要件①1歳までに保育所に申し出をし、入所できない場合 ②延長を行った場合、「1歳6ヶ月時点で保育所に入れない場合、再申請を行うことで、支給期間を最長2歳まで延長</p> <p>2回まで分割して取得可能となる。(R4.10.1~)</p> <p>①又は②のどちらか選択 (R7.10.1~)</p>	<p>子の看護休暇 5日/年(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、子1人につき5日/人)</p> <p>時間外勤務・深夜勤務の就業制限</p>	<p>子の看護休暇 5日/年(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、子1人につき5日/人)</p> <p>時間外勤務・深夜勤務の就業制限</p>
<p>女性職員が利用できる制度</p> <p>○1か月以下の育児休業を取得した職員については、期末手当の在職期間から当該育児休業の期間を除外しないことになりました。 (男女共通) ○H26.4.1より産前産後休業期間中(但し産前6週、産後8週) 共済給金(短期・長期・介護・保額)が免除されます。 ○H27.10.1以降に育児休業取得を開始した場合は180日に達するまでの期間育児休業手当金の給付率は標準報酬日額の67%になりました。それ以降は50%です。</p>	<p>産後パパ育児 特別休暇 5日</p> <p>産後/パパ育児(出生時育児休業)が創設され、子の出産後8週以内に4週間まで2回に分割して取得可</p>	<p>入院等の日 2週間</p> <p>配偶者出産休暇 特別休暇 3日</p> <p>8週間</p> <p>男性職員の育児参加のための休暇 特別休暇 5日</p> <p>産後/パパ育児 特別休暇 5日</p> <p>育児時間 2回/日 各30分以内 特別休暇</p> <p>育児休業 ①2時間以内/日 ②10日相当以内/年</p> <p>育児部分休業 育児短時間勤務 ○4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間35分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるよう勤務 ○4週間の期間を越えない期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるよう勤務</p>	<p>産後/パパ育児(出生時育児休業)が創設され、子の出産後8週以内に4週間まで2回に分割して取得可</p> <p>産後/パパ育児 特別休暇 5日</p> <p>育児時間 2回/日 各30分以内 特別休暇</p> <p>育児休業 ①2時間以内/日 ②10日相当以内/年</p> <p>育児部分休業 育児短時間勤務 ○4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間35分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるよう勤務 ○4週間の期間を越えない期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるよう勤務</p>	<p>産後/パパ育児(出生時育児休業)が創設され、子の出産後8週以内に4週間まで2回に分割して取得可</p> <p>産後/パパ育児 特別休暇 5日</p> <p>育児時間 2回/日 各30分以内 特別休暇</p> <p>育児休業 ①2時間以内/日 ②10日相当以内/年</p> <p>育児部分休業 育児短時間勤務 ○4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間35分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるよう勤務 ○4週間の期間を越えない期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるよう勤務</p>	<p>産後/パパ育児(出生時育児休業)が創設され、子の出産後8週以内に4週間まで2回に分割して取得可</p> <p>産後/パパ育児 特別休暇 5日</p> <p>育児時間 2回/日 各30分以内 特別休暇</p> <p>育児休業 ①2時間以内/日 ②10日相当以内/年</p> <p>育児部分休業 育児短時間勤務 ○4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間35分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるよう勤務 ○4週間の期間を越えない期間につき1週間あたりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるよう勤務</p>	
	<p>入院等の日 2週間</p> <p>配偶者出産休暇 特別休暇 3日</p> <p>8週間</p> <p>男性職員の育児参加のための休暇 特別休暇 5日</p> <p>産後/パパ育児 特別休暇 5日</p>	<p>子の看護休暇 5日/年(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、子1人につき5日/人)</p> <p>時間外勤務・深夜勤務の就業制限</p>	<p>子の看護休暇 5日/年(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、子1人につき5日/人)</p> <p>時間外勤務・深夜勤務の就業制限</p>	<p>子の看護休暇 5日/年(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、子1人につき5日/人)</p> <p>時間外勤務・深夜勤務の就業制限</p>	<p>子の看護休暇 5日/年(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、子1人につき5日/人)</p> <p>時間外勤務・深夜勤務の就業制限</p>	<p>子の看護休暇 5日/年(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、子1人につき5日/人)</p> <p>時間外勤務・深夜勤務の就業制限</p>

父母とも育児休業を取得する場合、1歳2ヶ月までの期間内、育児休業手当は1年間を限度に支給されます。

①又は②のどちらか選択  
(R7.10.1~)

①18歳まで拡大  
②1人につき5日  
(R7.4.1~)

○詳細は、総務防災課までお問い合わせください。